

閲覧用

令和元年度加美町農業委員会  
第8回定例総会議事録

令和元年11月25日（月）

加美町小野田支所2階会議室

加美町農業委員会

---

## 令和元年度第8回定例総会 議事録

---

1 開催日時 令和元年11月25日(月)午後1時28分～午後2時17分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員(18名)

会 長	19番	三 浦	泉
会長職務代理者	18番	千 葉	連 悦
委 員	1番	星	榮 喜
〃	2番	澁 谷	幹 男
〃	4番	畠 山	義 信
〃	5番	杉 村	昭 宏
〃	6番	猪 股	弘
〃	7番	三 嶋	秀 二 郎
〃	8番	今 野	修
〃	9番	伊 藤	登 喜 子
〃	10番	板 垣	文 一
〃	11番	小 山	京 子
〃	12番	佐 々 木	信 幸
〃	13番	山 本	成
〃	14番	尾 形	徳 夫
〃	15番	中 村	貴 美 子
〃	16番	畠 山	智 史
〃	17番	佐 藤	と も

4 欠席委員(1名)

委 員	3番	半 田	守
-----	----	-----	---

## 5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第19号	非農地証明書の交付について
日程第5	報告第20号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6	報告第21号	農地転用許可後の工事完了報告について
日程第7	議案第24号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第8	議案第25号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第9	議案第26号	農用地利用集積計画の審査について

## 6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	太田浩二
農業委員会事務局参事兼次長兼農地係長	鎌田裕之
農業委員会事務局主事	猪股雅敬

## 7 議事の経過及び結果

次のとおり。

---

## 第8回定例総会 議事の経過及び結果

---

〈午後1時28分 開会〉

\*事務局（太田浩二事務局長） それでは、定刻でございますので只今より令和元年度加美町農業委員会第8回定例総会を開催いたします。

はじめに、会長からご挨拶をお願いいたします。

\*会長（三浦泉会長） 本日は、加美農業委員会第8回定例総会にご出席いただき、大変ご苦労様でございます。

今月の7、8日に猪苗代町を含めた視察研修を行いました。農業委員・推進委員合わせて11名、事務局長含め12名の参加となりました。私が農業委員になってからの経験上、最少の参加人数だったと思われ。しかしながら数少ない参加人数の中でも、中身の濃い研修ができたと感じられました。

猪苗代町での意見交換会においては限られた時間の中、活発な意見交換が行われまして、我々も学ぶべき点が少なからずあったように感じます。

次の日は農業委員会大会でございましたが、今回の台風19号の被害により、丸森町で現職の農業委員の方が1名亡くなったということで、黙祷からの開会となりました。謹んでお悔やみ申し上げます。

また、全大会の中でも再度お話ししますが、推進委員の方も含め農業委員となった以上は公務がございます。今回たまたま冠婚葬祭や体調不良のため出席しかねる方々がいらっしゃったようですが、今後皆さん農業委員の自覚を持ちまして、公務に際してはできるだけ参加をしていただきたくお願いいたします。

本日も慎重な審議をお願いしまして挨拶といたします。よろしく申し上げます。

\*事務局（太田浩二事務局長） ありがとうございます。それでは、農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしくをお願いいたします。

\*議長（三浦泉会長） ただいまの出席委員は18名です。3番 半田守委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

### 日程第1 議事録署名委員の指名

\*議長（三浦泉会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、17番 佐藤とも委員、2番 澁谷幹男委員をお願いいたします。

---

## 日程第2 会期の決定

- \*議長（三浦泉会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。  
お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「なし」の声あり—

- \*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。
- 

## 日程第3 会議書記の指名

- \*議長（三浦泉会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 太田浩二君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

---

## 日程第4 報告第19号 非農地証明書の交付について

- \*議長（三浦泉会長） 日程第4、報告第19号 非農地証明書の交付について事務局より報告いたします。
- \*事務局（鎌田裕之次長） 報告第19号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付したので報告いたします。令和元年11月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。  
11月分の非農地証明願は1件でございました。

### 報告書番号1

願出人 A氏 加美町宮崎字町…番地

所在地 宮崎字屋敷七番…番…の畑

現状 雑種地

面積 364㎡

本年7月に農地法第5条の転用許可を受け、駐車場及び家庭菜園として使用しておりましたが、地目変更登記を行わず現在に至っているものでございます。

11月14日の現地調査時、担当委員さん方による現地確認の後、証明書を発行しております。

[以上1件の非農地証明書交付について説明。]

\*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第19号を終了いたします。

---

日程第5 報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知について

\*議長（三浦泉会長） 日程第5、報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より報告いたします。

\*事務局（猪股雅敬主事） 報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。令和元年11月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農地法第18条第6項の規定による通知は1件でございます。

報告書番号1

貸人 B氏

借人 C氏

所在地 宮崎字旭の田 6筆

面積 合計8,185㎡

農地法第3条

[以上1件の賃貸借の合意解約について説明。]

\*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） はい、7番 三嶋委員。

\*7番（三嶋秀二郎委員） 今回の合意解約に至った理由と、合意解約した後、例えば農地中間管理機構に貸借する等、どのようになるのか詳しく説明していただきたいです。

\*事務局（猪股雅敬主事） 申請番号1番に関する理由としましては、今回貸人の方の変更ということで、この後の利用集積計画に案件として挙がっております。

\*議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第20号を終了いたします。

---

#### 日程第6 報告第21号 農地転用許可後の工事完了報告について

\*議長（三浦泉会長） 日程第6、報告第21号 農地転用許可後の工事完了報告について事務局より報告いたします。

\*事務局（鎌田裕之次長） 報告第21号 農地転用許可後の工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事完了報告書の提出があったので報告いたします。令和元年11月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。  
今月の農地転用許可後の工事完了報告は2件でございます。

##### 報告書番号1

建売住宅建築 字矢越…番 外1筆

面積 2,062㎡

令和元年9月30日完了

##### 報告書番号2

駐車場及び家庭菜園 宮崎字屋敷七番…番…

面積 364㎡

令和元年10月31日完了

[以上2件の工事完了報告について説明]

\*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて、報告第21号を終了いたします。

---

日程第7 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第8 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について

\*議長（三浦泉会長） 日程第7、議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について、日程第8、議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について

以上2件は関連した案件がございますので、会議規則第10条の規定に基づき一括審議といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） 異議なしと認めます。よって、議案第24号及び、議案第25号を一括審議とすることに決定いたしました。

本件について、事務局より議案の説明をさせます。

\*事務局（猪股雅敬主事） 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。令和元年11月25日提出。加美町農業委員会会長、三浦泉。

今月の農地法第3条の許可申請は6件でございます。

申請番号1～4

渡人 D氏

E氏

F氏

G氏

受人 H社 代表取締役 I氏

申請地 字原八幡堂西一番の田 6筆

面積 合計19,708.5㎡

営農型発電事業による賃貸借

一反歩あたり…万円

申請番号5

渡人 J氏

受人 K氏

申請地 字石原の畑 1筆

面積 398㎡

譲渡人からの要望により受人へ売買するもの

売買金額 …万円

申請番号6

渡人 L氏

受人 M氏

申請地 宮崎字浦一番の田 外1筆



面積 合計 5,392 m<sup>2</sup>  
後継者へ贈与するもの

[以上 6 件の許可申請について説明]

\* 事務局（鎌田裕之次長） 議案第 25 農地法第 5 条の規定による許可申請について。  
下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第 5 条第 1 項の規定により許可申請  
があったので審議されたい。令和元年 1 月 25 日提出。加美町農業委員会会長 三  
浦泉。

今月の農地法第 5 条の許可申請は 7 件でございます。

申請番号 1

譲渡人 N 氏 宮崎字東町…番地…

譲受人 O 氏 宮崎字東町…番地…

申請地 宮崎字東町…番…

面積 12 m<sup>2</sup>

申請事由 違反転用により贈与を受け、隣地境界用工作物を設置するもの

譲受人が平成 15 年に自宅を新築した際、隣接農地との境界をよく確認しないま  
ま、隣地にはみ出す形で擁壁などの隣地境界用工作物を設置したもので、隣家であ  
る譲渡人宅において、今年に入り分家住宅を建築するため境界確認の測量を行った  
ところ、譲渡人所有畑地への侵食が判明したものであります。

申請地は役場宮崎支所の南東約 900 m に位置しており、県道に面する公共下水  
道が整備された相当数の街区を形成する区画にあることから、第 2 種農地と判断さ  
れる農地であります。用途が隣地境界用工作物の設置であり、「住宅その他申請  
に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集  
落に接続して設置されるもの(住宅、事務所、作業場等)」として、第 1 種農地に係  
る不許可の例外規定 C(e)、いわゆる「集落接続」に該当すると思料されますことか  
ら、許可相当と判断されるものであります。

申請番号 2

譲渡人 P 氏 字北町二番…番地

譲受人 Q 社 代表取締役 R 氏  
大崎市古川諏訪二丁目…番…号

申請地 字雁原…番…

面積 997 m<sup>2</sup>

事業資金 自己資金…万円 うち土地代…万円

事業計画 令和 2 年 1 月 6 日着工、令和 2 年 8 月 31 日完成予定

申請事由 売買によりアパート用地とするもの

申請地は、加美町役場の東約 1.4 km に位置しており、申請地がございます街区  
におきまして、全体面積に占める宅地面積割合が規定の 40% を超える 95.24%  
となっておりますことから、第 3 種農地と判断したものであります。

### 申請番号 3

譲渡人 S氏 字旧館一番…番地…  
譲受人 T氏 大崎市古川稲葉字大江向…番地…棟…号  
申請地 菜切谷字清水一番…番…  
面積 201 m<sup>2</sup>  
事業資金 自己資金…万円 うち土地代…万円  
事業計画 令和元年12月15日着工、令和2年5月15日完成予定  
申請事由 売買による住宅建築

申請地は、加美町役場の北北東約1.8 kmに位置しており、地域を南北に走る国道457号から町道を東に150 mほど入った畑地であります。

周辺は宅地化が進んでおりますが、南側に隣接する農地を介して東部に広がる圃場と一体化し「おおむね10 ha以上の規模の一団の農地の区域」を形成していると思料されますことから、第1種農地と判断いたしました。

ただし用途が住宅建築であり、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの(住宅、事務所、作業場等)」として、第1種農地に係る不許可の例外規定C(e)、いわゆる「集落接続」に該当されると思料されますことから、許可相当と判断されるものであります。

### 申請番号 4～7

賃貸人 D氏 字原庄右衛門…番地  
E氏 字上野目新堀…番地  
F氏 字原八幡堂西…番地  
G氏 字原庄右衛門…番地  
賃借人 H社 代表取締役 I氏  
字原八幡堂西一番…番地…

申請地 字原八幡堂西一番…番地… 外5筆  
面積 合計117.5 m<sup>2</sup>  
資金計画 年間支出見込み…万円(発電設備に係るリース料等)を  
売電収入…万円で賄うものとする

転用期間 令和元年12月21日～令和4年12月20日(3年間)

申請事由 賃貸借による営農型太陽光発電設備の設置(一時転用の再許可申請)

申請地は、加美町小野田支所の西北西約6.2 kmの、原行政区と小瀬大の原集落の間、大の原段丘の東のへりにある農振農用地であります。

計画地は、町道と水路に挟まれた田地で、東側の県営圃場整備地区と一体化してはおりますが、それらからは段丘崖により明瞭に区分される状況になっております。以前は水田として利用されていたようですが、取水のためにポンプアップが必要であることから、転用前は牧草や大豆などの転作地となっております。

最初の許可申請においては、全体においてキクラゲの栽培のみを行う計画でしたが、太陽光パネル下でのキクラゲ栽培に当初想定以上のコスト、特に人件費がかかってしまうこと。また、生産したキクラゲの販路がなかなか広がらず、当初計画していた2万菌床まで生産を拡大した場合、収穫全てを売りさばくことに非常な困難が予想されたことから、本年2月に栽培作物をコケ及びキクラゲとしたいという

ことで、転用事業計画変更承認申請があり、本会において承認いただいております。

コケは栽培管理が比較的容易でコストが想定以上に膨らむ恐れがなく、また、栽培については専門業者の協力を仰いでおり、販売ルートも確保できていることから選定したということでありました。なお、コケは種苗の設置から出荷が可能状態になるまで2年ほどかかるということで、種苗設置開始が今年4月であったことから、出荷開始は再来年、令和3年の4月以降になる見込みとなっております。

設置から3年間の営農状況であります。平成29年2月報告分については、工事期間中であったことから営農実績なし。平成30年2月報告分については、生産量が…kg、うち販売できたのは…kg、売上高は…万円で、1菌床あたりの収量は、夏場の低温等の影響もあったということで、地域の平均的な収量である800gに対し…g、率にして…%となっております。平成31年2月報告分については、生産量が…kg、うち販売できたのは…kg、売上高は…万円で1菌床あたりの収量は、梅雨時に降水量が少なく乾燥しやすい状況だった影響で、地域の平均的な収量である800gに対し…g、率にして…%となっております。一時転用許可、再許可の基準となっております「8割以上」は、おおむね確保される状況となっております。

H社においてはさらなる単位収量の向上を目指し、栽培研修会等に積極的に参加し、栽培技術向上に努めるとのことでありました。

申請者の親会社であるU社では、登米市米山地区でも同時期に同様の営農型発電施設を設置しておりまして、登米市農業委員会に対しても、現在同様に再許可申請を行っているところであります。事務局において登米市農業委員会に状況を確認しましたところ、総会が本町同様本日となっているようでありまして、今のところ承認を得られる見込みであるとのことでした。

#### 【営農型発電設備設置のための農地の一時転用について】

通常、太陽光発電設備設置のための農地転用については、その農地が農振農用地、あるいは第1種農地である場合、原則許可できないこととなっております。

しかし、平成24年7月に開始されたFIT制度、固定価格買取制度により、再生可能エネルギー発電の事業採算性が向上し、農山漁村において新たな所得機会の可能性が生じていること、農地は国民の食料の生産基盤であり、今後とも優良農地を確保していくことが重要である一方、再生可能エネルギー発電設備の設置等の土地需要にも適切に対応することが必要であること、さらに近年、営農を適切に継続しながら農地に直接支柱を立てて、上部空間に太陽光発電設備等の発電設備、太陽光パネルを設置する技術が確立し、これに対するニーズが高まってきたことなどから、国は平成25年3月、営農型発電に係る農地転用に係る取扱いを明確化し、

- ① 転用期間が3年以内の期間、いわゆる一時転用であり、下部の農地における営農の適切な継続を前提とする営農型発電設備の支柱を建てることを利用の目的とすること
- ② 簡易な構造で容易に撤去できる支柱として、転用申請に係る面積が必要最小限で適正と認められること
- ③ 下部の農地における営農の適切な継続が確実で、パネルの角度、隙間等からみて農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっており、支柱の高さ、間隔

等からみて農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていると認められること

- ④ 位置等からみて、営農型発電設備の周りの農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼす恐れがないと認められること。特に農用地区域内農地においては、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないことなどの条件が満たされていれば、農振農用地、甲種農地及び第1種農地など良好な営農条件を備えている農地であっても、転用許可し得るものと致しました。

一時転用許可を受けた者は、下部農地において生産された農作物に係る状況(収量、品質)を、収穫した年の翌年の2月末日までに許可権者に報告するものとされ、その報告内容が適切であるかについて、必要な知見を有する者、普及指導員、試験研究機関などの確認を受けるものとなっています。

許可権者はその報告により、農産物の生産等に支障が生じていないかどうかをチェックし、著しい支障が認められる場合には、事業者に対し必要な改善措置を講ずるよう指導を行います。そして事業者が必要な改善措置を取らない場合には、施設を撤去し原状復元するよう指導を行うものとされています。

また、3年の転用期間が満了する場合は

- ・営農がきちんと行われているか
- ・下部農地における農作物の単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較して、おおむね2割以上減少していないか(8割以上の収量が確保されているか)
- ・下部農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていないか
- ・農作業に必要な農業機械等を効率的に利用することが困難な状況になっていないか

など、営農が適切に行われているかどうかの確認を行ったうえで問題がなければ、再度一時転用許可を行うことができるものとされており。

この再許可にあたっては、一時転用期間における営農状況を十分勘案し、総合的に判断するものとされており、期間内において営農型発電設備の設置が原因とはいえない、やむを得ない事情により、単収の減少等がみられる年がある場合には、その事情及びその他の年の営農の状況を十分勘案して判断することとされています。

なお、平成30年5月に、営農型発電に係る農地転用許可の取扱いが見直され、担い手が営農する場合や荒廃農地を活用する場合等には、一時転用許可期間が3年以内から10年以内に延長されています。

[以上7件の許可申請について説明]

\* 議長(三浦泉会長) 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。それでは農地法第3条 申請番号1番から4番について、14番 尾形徳夫委員をお願いします。

\* 14番(尾形徳夫委員) 令和元年11月14日、現地調査を実施いたしました。申請番号1番から4番まで一括で報告させていただきます。

譲渡人が申請番号1番 字原庄右衛門…番地 D氏、番号2番 字上野目新堀…番地 E氏、番号3番を飛ばしまして、番号4番 字原庄右衛門…番地 G氏、譲受人がH

社となっております。申請番号3番の字原八幡堂西…番地 F氏ですが、現在施設に入っており面会ができませんでしたので、譲受人であるH社のV氏に確認したところ、事前に許可を受けて一任されているということでございました。

3年間の賃貸借の期間を終えて今回再設定いたしますが、設定金額も前回と同じということです。

譲渡人3名とは電話での聴取り調査、譲受人とは現地確認し聴取り調査を行った結果、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。以上でございます。

\*議長（三浦泉会長） 次に農地法第3条 申請番号5番について、9番 伊藤登喜子委員をお願いします。

\*9番（伊藤登喜子委員） 令和元年11月11日に調査してまいりました。譲渡人は東京に在住のため電話にて聴取り調査を行い、譲受人とは直接お会いして現地を確認しながら聴取り調査を行いました。その結果、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。以上です。

\*議長（三浦泉会長） 次に農地法第5条について、6番 猪股弘委員をお願いします。

\*6番（猪股弘委員） 11月14日現地調査の結果をご報告いたします。今野委員、伊藤委員、太田局長、鎌田次長、私の5名で現地調査をして参りました。

渡人 N氏、受人 O氏、こちらの方の現地を確認したところ、ブロックというよりもコンクリート製の低い工作物を確認いたしました。双方での事前の話し合いにより、無償での贈与ということで許可相当と判断いたしました。

続きまして、同日行ったP氏、Q社の件について報告いたします。現地を確認したところ、W社の敷地の隣にございまして、東側は民家となっております。現地に社員の方2名がいらしており、お話を伺ったところ、埋立てた後コンクリートブロック等によって土留めをしての工事を行うとの事で支障のないものとし、許可相当と判断いたしました。

次にS氏、T氏の件につきましては現地を確認したところ、土砂流出を防止するためのブロックを設置し、生活雑排水につきましては公共の下水道に接続すること。また、雨水に関しては自然浸透又は、申請地南側の道路の側溝に放流することによって問題はなく、許可相当と判断いたしました。

最後にH社の件ですが、現地に担当者2名の方がお見えになっておりまして、お話を聞きました。周辺はかなり整備されており、今後コケの栽培を検討しているということで、実験的に育苗箱を使用した試験が行われておりました。隣接する農地とは、道路・斜面等によって分離されておりまして、又、下部農地は現状のまま定期的に刈りはらうということで支障はないものとし、許可相当と判断いたしました。以上で報告を終わります。

\*議長（三浦泉会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） はい、4番 畠山委員。

\*4番（畠山義信委員） H社の件につきまして確認なのですが、3年前に事例が挙げられた際、当時は賃貸料が…万円だったと思うのですが、今回…万円となっているのは、コケの栽培に關しての増額ということなのですか。

\*事務局（猪股雅敬主事） H社は、もともとX社と契約されておりました、その際一反歩あたり…万円で賃貸借をされておりました。平成29年の時にH社と賃貸借の貸直しが行われ、営農部分も発電部分もH社が請け負うということになり、その際一反歩あたり…万円の設定をしております。農地全体に係り金額の設定をしておりますので、支柱部分も含め一反歩…万円となっております。

\*議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。

これより議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。

お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第25号、農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。

お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号、農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

---

日程第9 議案第26号 農用地利用集積計画の審査について

\*議長（三浦泉会長） 日程第9、議案第26号 農用地利用集積計画の審査について事務局より説明をさせます。

\*事務局（猪股雅敬主事） 議案第26号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。令和元年11月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。  
今月の農用地利用集積の審議は、売買2件 賃貸借11件でございます。

申請番号1

渡人 Y氏  
受人 Z氏  
申請地 四日市場字御山浦の田 外32筆  
面積 合計28,530㎡  
権利移動の種別 賃貸借の再設定  
一反歩あたり…円 …円

申請番号2

渡人 a氏  
受人 b氏  
申請地 宇台崎東の田 外2筆  
面積 合計6,258㎡  
権利移動の種別 賃貸借の再設定  
一反歩あたり…円 …円

申請番号3

渡人 c氏  
受人 b氏  
申請地 宮崎字新町頭の田 外8筆  
面積 合計16,065㎡  
権利移動の種別 賃貸借の再設定  
一反歩あたり…円

申請番号4

渡人 d氏  
受人 e氏  
申請地 下新田字御穀田の田 1筆  
面積 8,183㎡  
権利移動の種別 売買  
売買金額 総額…万円

申請番号 5  
渡人 f 氏  
受人 g 社 代表理事 h 氏  
申請地 字木伏の畑 外 1 筆  
面積 合計 1,480 m<sup>2</sup>  
権利移動の種別 売買  
売買金額 総額…万円

申請番号 6 番から 13 番の案件につきましては議案書のとおりとなっております。  
以上 13 案件で、田 101 筆・畑 2 筆 面積 133,637 m<sup>2</sup>  
これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件を満たしているものと判断されます。

[以上 13 件の集積計画について説明]

\* 議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。審議に入る前に議案第 26 号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律 第 31 条第 1 項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。参加できない委員は、申請番号 1 番について、…番 Z 委員、申請番号 2 番・3 番について、…番 b 委員です。…番 Z 委員は申請番号 1 番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後 2 時 14 分]

\* 議長（三浦泉会長） これより申請番号 1 番について審議を行います。質疑ございませんか。

— 「なし」 の声あり —

\* 議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第 26 号、申請番号 1 番についての採決を行います。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

— 「異議なし」 の声あり —

\* 議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第 26 号、申請番号 1 番については、原案のとおり決定いたしました。  
それでは…番 Z 委員の入室を許可します。

[委員入室 午後 2 時 15 分]



\*議長（三浦泉会長） 続いて申請番号2番・3番について審議を行います。…番 b委員は申請番号2番・3番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後2時15分]

\*議長（三浦泉会長） これより申請番号2番・3番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第26号、申請番号2番・3番についての採決を行います。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号、申請番号2番・3番については、原案のとおり決定いたしました。それでは…番 b委員の入室を許可します。

[委員入室 午後2時16分]

\*議長（三浦泉会長） 続いて申請番号4番から13番の案件について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第26号、申請番号4番から13番についての採決を行います。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号、農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

\*議長（三浦泉会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和元年度第8回加美町農業委員会定例総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〈午後2時17分 閉会〉

---

この議事録は、事務局長 太田浩二が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和元年11月25日

議 長 三 浦 泉

署名委員 佐 藤 と も

署名委員 澁 谷 幹 男